

第70号議案

平成23年度京都府営林事業特別会計補正予算（第1号）

平成23年度京都府営林事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,976千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95,856千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（府債の補正）

第2条 府債の変更は、「第2表府債補正」による。

平成24年3月7日提出

京都府知事 山田 啓二

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国庫支出金		1,000	2,000	3,000
	1 国庫補助金	1,000	2,000	3,000
2 財産収入		5,000	△4,926	74
	1 財産売払収入	5,000	△4,926	74
3 繰入金		75,567	△2,303	73,264

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 一般会計繰入金	75,567 <sup>千円</sup>	△2,303 <sup>千円</sup>	73,264 <sup>千円</sup>
4 繰越金		25	1,703	1,728
	1 繰越金	25	1,703	1,728
5 諸収入		2,240	1,350	3,590
	1 雑入	2,240	1,350	3,590
6 府債		21,000	△6,800	14,200
	1 府債	21,000	△6,800	14,200
歳入合計		104,832	△8,976	95,856

## 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 営林事業費		104,832 <sup>千円</sup>	△8,976 <sup>千円</sup>	95,856 <sup>千円</sup>
	1 営林事業費	104,832	△8,976	95,856
歳出合計		104,832	△8,976	95,856

第2表 府債補正

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
府有林造林事業費	21,000 <small>千円</small>	証書借入又は 証券発行	年 6.0以内	償還期間は、40 年以内（据置期 間を含む。）と する。償還は、 元金均等又は元 利均等支払とす る。必要に応じ て繰上償還又は 借換えをすること ができる。	14,200 <small>千円</small>	証書借入又は 証券発行	年 6.0以内	償還期間は、40 年以内（据置期 間を含む。）と する。償還は、 元金均等又は元 利均等支払とす る。必要に応じ て繰上償還又は 借換えをすること ができる。